



## 節分

※日時：2月3日（金） 10:00～

※伝統的な日本の行事です。子ども達は自分で作ったオニのお面をかぶり、職員やお友達といっしょに豆まきをし、心の中の悪いオニを退治します。オニのお面と豆を2月3日（金）に持ち帰りますので、ご家庭でも豆まきをしてみてください。

※1月27日（金）に自分で作ったお面をかぶって各クラスのグループごとに記念撮影をします。なるべくお休みのないようにしてください。



## 無償化にかかわる変更は早めの手続きを

- ♣以下に該当する変更が生じた場合、必ずご自身でお早めに手続きを進めて下さるよう、お願いいたします。
- ♣【全員】①申請保護者が変わる、②他の市へ転居する、③離婚等で世帯状況が変わる  
\*例：福山市から尾道市へ転居した場合、改めて尾道市へ認定の申請が必要です。
- ♣【第2号】①勤務先の変更、②労働時間が大幅に変更、③育児休業の開始・終了、④病気などにかかった・回復した、⑤介護する必要・不要、⑥ご出産など 保育の必要性にかかわる諸点の変更
- ♣手続きが間に合わないと空白期間が生じ、最悪、保育料を全額実費で支払う（全員）、ひまわり保育の利用料が戻ってこない（第2号の方）かもしれません。  
\*例：ある第2号のご家庭の場合、1ヶ月分の空白が生じると0円負担→33,460円の実費を支払い。
- ♣無償化にかかわる行政の窓口は以下の通りです。 \*まずは園へご相談下さい。
  - ・尾道市教育委員会 庶務課 庶務係 0848-20-7238
  - ・福山市保健福祉局 保育施設課 084-928-1140
- ♣各手続きの用紙（様式）は園にあります。お申し出下さい。
- ♣手続きを終えましたら、必ず園へご一報下さい。 \*特に第1号から第2号への変更
- ♣尾道市：前月の15日までに手続きをすれば、翌月から変更となります。  
福山市：毎月5日と20日の2回、一括で認定します。それぞれの前日までに書類を提出して下さい。